

平成30年 第4回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 平成30年12月10日(月)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 総務部長、法制文書課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 公文書管理と職員採用等について</p> <p>私は、公文書管理と職員採用等について伺って参ります。道民への説明責任と情報発信ツールとしての「北海道情報公開条例」を支える基盤は、道が作成管理・保存している数多くの貴重な公文書であります。行政のあり方や政策形成過程を確認・検証し、失われた名誉や財産等を回復するために、道民共有の知的資産であり客観的な証拠・資料として厳格なルールに基づき適正に作成管理・保存されていることが必要・不可欠であります。</p> <p>また、そうしたルールに基づき文書を作成・保存する職員が、仮に公平公正なルールの下で採用されていないとするならば、その資格に疑問が生じるところです。こうした立場から、以下伺って参ります。</p> <p>(一) 公文書の管理・保存について</p> <p>1 公文書管理の根拠について</p> <p>まず、道の「公文書管理」ルールの制定の根拠はどうなっているのか伺います。</p> <p>2 公文書作成の意義等について</p> <p>規定と通達が根拠だということなんですけど、公文書の作成については、これまでも道の重要な政策に関する会議の議事録が作成されてこなかったことが明らかとなり、我が党としてもたびたび指摘をしてきたところです。</p> <p>ダムの基本計画変更に伴う巨額の予算増額に関する開発局との協議も公文書となりまして、これが道民による検証が可能となったところです。また、強制不妊手術の検証においては、公文書の重要性というのが一層明らかになったところです。</p> <p>そこで、公文書が果たす役割、また、文書管理の意義についてどのように認識をしているのか、伺います。</p> <p>(二) 庁内会議や審議会等の記録作成について</p> <p>1 2012年の公文書管理規則改正の背景などについて</p> <p>公文書管理法に則ってですね、適切に管理することが大変重要です。</p> <p>道では2012年に「公文書の作成義務・基準」を新設しておりますが、その背景と目的及び主な内容についてはどのようになっているのでしょうか。</p>	<p>(法制文書課長)</p> <p>文書管理の根拠についてでございますが、知事部局におきましては、公文書の管理に関する基本的な事項を定めました「知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則」や、この規則に基づきまして、文書の收受や作成、保存、廃棄など、文書管理に関する具体的な処理方法等について定めました「文書管理規程」のほか、これらの運用に関する通達等によりまして文書管理が行われているところでございます。</p> <p>(法制文書課長)</p> <p>公文書の果たす意義などについてでございますが、公文書は、意思決定に至る経緯や過程、また、事務事業の実績を合理的に跡付け、あるいは検証するために必要な道民共有の知的資源でございまして、公文書を作成し、適切に保存することは、現在のみならず将来の道民の皆様に対する説明責任を全うし、その知る権利を保障するために、大変重要なものと認識をしております。</p> <p>(法制文書課長)</p> <p>公文書管理規則の改正についてでございますが、この規則改正は、平成24年にHAC経営検討委員会や電力需給連絡会議におきまして、会議記録の未作成問題が発生したことを踏まえまして、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、公文書を作成しなければならない」とする規定を新設したものでございます。</p> <p>また、この改正の趣旨につきましては、効率的な行政運営と道民の皆様への説明責任に資するという公文書管理の趣旨を公文書の作成段階でも達成するため、意思決定に至る過程や事務事業の実績を事後的に確認し、検証することができるよう、公文書を作成する義務を明らかにしたものでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 公文書管理に関する今後の対応などについて</p> <p>HACの問題の時、私も質問しましたのでよく覚えているんですけど、音源まで消去されていたんですね。大変悪質な感じだったという印象を持っております。</p> <p>先般、道の全庁調査によって、道青少年健全育成審議会など33件もの会議や審議会等での記録作成ルールが守られていないことが判明しましたが、今回道政のあり方や政策形成過程の確認・検証を妨げる重大な問題だというふうに思います。この今回の問題、ルールが守られてこなかったという問題は重大な問題だというふうに受け止めております。今後どのような改善策を講じるのか、また、関係職員についてですけれども、処分に相当するような例があったのか併せて伺います。</p> <p>さらに道が作成する公文書は「北海道情報公開条例」を支える基盤であり、今回のような杜撰な公文書の作成・管理は、二度とあってはならないわけですが、繰り返されています。真摯な反省に立ち道民への説明責任と情報発信をさらに充実するためにも、道の内部規程ではなく、しっかりと「条例化」をして、道民にわかりやすくすべきではないでしょうか。</p> <p>今北海道はカジノ誘致を巡って大変な議論になっています。ところが、カジノを含むIRの有識者懇談会の中でですね、この概要版しか作られていなくて、それで会議録が作られていなかったということが分かりました。この指摘を受けて、担当部局は作ることになったんですけども、大変不十分だという風に思いますので、条例化について、もう少し知事にその姿勢を早めていただくように総括質疑で伺いたいと思いますのでお取り計らいをお願いいたします。</p>	<p>(総務部長)</p> <p>文書管理に関する今後の対応などについてでございますが、審議会などの会議記録を作成することは、現在、それから将来の道民の皆様方に対する説明責任を全うするために大変重要なものであると認識しているところでございます。</p> <p>このため、この度の会議記録の未作成問題のような事態が再び生じることがないように、管理職員を対象とした研修を実施いたしますとともに、会議記録作成のルールにつきましても職員にとって取り組みやすいものとなるよう、より明確な内容に見直しを図ってまいります。</p> <p>また、公文書の管理に関する条例についてでございますけれども、既に制定をしている都県の運用状況でありますとか、その他の府県の動向といったことも踏まえつつ、制定の必要性について検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、会議記録の作成状況に関する一斉点検を行いました結果では、職員個々の責任が問われるような悪質な事例はなかったと考えているところでございます。</p>